提出議案説明資料目次

令和2年6月定例会

資料 番号		資	料内	容		関 係 議 案	頁
1	新	旧	対	照	表	議案第39号 箱根町固定資産評価審査委員会条例及び箱根町行政 手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	1 ~ 13
2	新	旧	対	照	表	議案第40号 箱根町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	15 ~ 17
3	新	旧	対	照	表	議案第41号 箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て	19 ~ 23
4	新	旧	対	照	表	議案第42号 箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す る条例の制定について	25 ~ 31
5	入及	札 ひ		書 図	等面		32 ~ 37
6	入及	札 ひ		書 図	等面		38 ~ 45
7	入及	札 ひ		書 図	等面		46 ~ 50
8	入諸	札記元		i 及 表	び 等		51 ~ 52

資料 番号	資料内容	関 係 議 案	頁
9	入札調書、諸元 表 及 び 四 面 図	議案第48号 物件供給契約の締結について	53 ~ 55
10	入札調書及び医薬 品・医療器具一覧表	議案第49号 物件供給契約の締結について	56 ~ 58
11	入札調書、諸元 表 及 び 四 面 図	議案第50号 物件供給契約の締結について	59 ~ 61
12	位 置 図	議案第51号 町道路線の変更について	62 ~ 63
13	位 置 図	議案第52号 町道路線の変更について	64 ~ 65

新 対

箱根町固定資産評価審査委員会条例及び箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

新 (改正後)

(箱根町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)(第1条関係) (書面審査)

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する</u> <u>法律</u>(平成 14 年法律第 151 号) <u>第 6 条第 1 項</u>の規定により同項に規定する電 子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明 書が提出されたものとみなす。

3~5 (略)

(箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正) (第2条関係)

箱根町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、 情報通信技術を活用した行政の推進について、電子情報処理組織を使用する 方法その他の情報通信技術を利用する方法により町の機関に係る手続等を行 うために必要となる事項を定めることにより、町民の利便性の向上並びに行 政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを 目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、 図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙 その他の有体物をいう。

(書面審査)

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>(平成14年法律第151号)<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って 弁明書が提出されたものとみなす。

3~5 (略)

箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、<u>町の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し</u>、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により <u>行うことができるようにするための共通する</u>事項を定めることにより、町民 の利便性の向上<u>を図るとともに、</u>行政運営の簡素化及び効率化<u>に資する</u>こと を目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、 図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他 の有体物をいう。

(4)~(11) (略)

(電子情報処理組織による申請等)

- 第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の<u>規定において</u>書面等に より行うこと<u>その他のその方法が規定されている</u>ものについては、当該条例 等の規定にかかわらず、規則等(規則及び地公企法第10条に規定する企業管 理規程をいう。以下同じ。)で定めるところにより、電子情報処理組織を<u>使用</u> する方法により行うことができる。
- 2 <u>前項の電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた申請等について は、当該申請等<u>に関する他の</u>条例等の規定に<u>規定する方法</u>により行われたも のとみなして、<u>当該条例等その他の</u>当該申請等に関する条例等の規定を適用 する。
- 3 第 1 項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた申請等は、<u>当該</u> 申請等を受ける町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの 記録がされた時に当該町の機関に到達したものとみなす。
- 4 <u>申請等のうち</u>当該申請等に関する他の条例等の規定に<u>おいて</u>署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付 の方法が規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法に より行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかか わらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する 方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、

$(4)\sim(11)$ (略)

(電子情報処理組織による申請等)

- 第3条 <u>町の機関は、</u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の<u>規定により</u>書面等により行うこと<u>としている</u>ものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等(規則及び地公企法第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。)で定めるところにより、電子情報処理組織を<u>使用して行わせる</u>ことができる。
- 2 <u>前項の規定</u>により行われた申請等については、当該申請等<u>を書面等により</u> 行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に<u>規定する書面等</u>により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の町の機関の使用に係る電子 計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到達した ものとみなす。
- 4 <u>第 1 項の場合において、町の機関は、</u>当該申請等に関する他の条例等の規定に<u>より</u>署名等をすること<u>としているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって<u>当該署名等に代えさせる</u>ことができる。

申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合 その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法によ り行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則 等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該 部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2 項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により 前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同 じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の<u>規定において</u> 書面等により行うこと<u>その他のその方法が規定されている</u>ものについては、 当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処 理組織を<u>使用する方法により</u>行うことができる。<u>ただし、当該処分通知等を</u> 受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で 定める方式による表示をする場合に限る。
- 2 <u>前項の電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた処分通知等については、当該処分通知等<u>に関する他の</u>条例等の規定に<u>規定する方法</u>により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の</u>当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた処分通知等は、 <u>当該</u>処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ の記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 <u>処分通知等のうち</u>当該処分通知等に関する他の条例等の規定に<u>おいて</u>署名等をすること<u>が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する</u> <u>方法により行う場合には、当該署名等</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第4条 <u>町の機関は、</u>処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の 規定により書面等により行うこと<u>としている</u>ものについては、当該条例等の 規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織を<u>使用</u> <u>して</u>行うことができる。
- 2 <u>前項の規定</u>により行われた処分通知等については、当該処分通知等<u>を書面</u> 等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に<u>規定する</u>書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の 規定を適用する。
- 3 第 1 項の<u>規定</u>により行われた処分通知等は、<u>同項の</u>処分通知等を受ける者 の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処 分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第 1 項の場合において、町の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

- 第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の<u>規定において</u>書面等により行うこと<u>が規定されている</u>もの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に<u>係る</u>電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類<u>に</u>より行うことができる。
- 2 <u>前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類</u>により行われた縦覧等に ついては、当該縦覧等<u>に関する他の</u>条例等の規定に<u>より</u>書面等により行われ たものとみなして、<u>当該条例等その他の</u>当該縦覧等に関する条例等の規定を 適用する。

(電磁的記録による作成等)

- 第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の<u>規定において</u>書面等に より行うこと<u>が規定されている</u>ものについては、当該条例等の規定にかかわ らず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録<u>により</u>行 うことができる。
- 2 <u>前項の電磁的記録</u>により行われた作成等については、当該作成等<u>に関する</u> 他の条例等の規定に<u>より</u>書面等により行われたものとみなして、<u>当該条例等</u> その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 <u>作成等のうち</u>当該作成等に関する他の条例等の規定に<u>おいて</u>署名等をする ことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該

(電磁的記録による縦覧等)

- 第 5 条 町の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、 書面等の縦覧等に代えて当該書面等にかかる電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。
- 2 <u>前項の規定</u>により行われた縦覧等については、当該縦覧等<u>を書面等により</u> <u>行うものとして規定した縦覧等に関する</u>条例等の規定に<u>規定する</u>書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

- 第 6 条 <u>町の機関は、</u>作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の<u>規定により</u>書面等により行うこと<u>としている</u>ものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、<u>書面等の作成等に代えて</u>当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。
- 2 <u>前項の規定</u>により行われた作成等については、当該作成等<u>を書面等により</u> <u>行うものとして規定した作成等に関する</u>条例等の規定に<u>規定する</u>書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 <u>第1項の場合において、町の機関は、</u>当該作成等に関する他の条例等の規 定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定に

<u>署名等</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

- 第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。
 - (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの
 - (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) (添付書面等の省略)
- 第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第9条 町は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、町民が情報 通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は利 用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めるも のとする。

かかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるもの をもって<u>当該署名等に</u>代えることができる。

(その他必要な施策)

- 第10条 町は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、町の機関に係 る手続等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を 利用する方法により行うことができるよう、情報システムの整備その他必要 な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 町は、前項の<u>施策</u>を講ずるに当たっては、<u>情報通信技術</u>の利用における安 全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。
- 3 町は、町の機関に係る手続等における<u>情報通信技術</u>の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第11条 町長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる町 の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信 技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用そ の他の方法により公表するものとする。

第 12 条 (略)

(手続等に係る情報システムの整備等)

- 第7条 町は、町の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な<u>措置</u>を講ずるよう努めるものとする。
- 2 町は、前項の<u>措置</u>を講ずるに当たっては、<u>情報通信の技術</u>の利用における 安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。
- 3 町は、町の機関に係る手続等における<u>情報通信の技術</u>の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 町長は、少なくとも毎年度1回、町の機関が電子情報処理組織を使用 して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規 定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利 用その他の方法により公表するものとする。

第9条 (略)

新 対

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務の種類	1件区分	金額
1~24 (略)	(略)	(略)
25 除票の写しの交付	1件につき	300 円
26・27 (略)	(略)	(略)
28 戸籍の附票の除票の写しの交付	1件につき	300 円
<u>29~32</u> (略)	(略)	(略)
33 情報通信技術を活用した行政の推進 等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第7条第1項の規定により同項に規 定する電子情報処理組織を使用して行 う方法により対象書面等を複写したも の又は対象電磁的記録を出力したもの の交付	用に又るっしばれされての写出法すた複はるでれるな写出用ででではるいでででである。 なり はるに かいしょ かい はんしゅ かい	20 円
<u>34</u> (略)	(略)	(略)

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務の種類	1 件区分	金額
1~24 (略)	(略)	(略)
25 個人番号通知カードの再交付	1件につき	500 円
26・27 (略)	(略)	(略)
<u>28~31</u> (略)	(略)	(略)
て行う方法により対象書面等を複写したもの又は対象電磁的記録を出力したものの交付	用に又るっしばれされの写出法すなな写出ますなりはるのでで、又れにのようにないのででではるのではないにあるなりのでは、すよとらさ力紙を	20 円
<u>33</u> (略)	(略)	(略)

新 対

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正新旧対照表

新 (改正後)

(保育所等との連携)

第6条 (略)

- 2 町長は、次のいずれかに該当するときは、前項第3号の規定を適用しない こととすることができる。
 - (1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 家庭的保育事業者等による前項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。
- 3 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている 者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするもの に限る。)
 - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6 条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜 の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若 しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場 合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型 保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育

(保育所等との連携)

第6条 (略)

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6 条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜 の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を 勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対 する保育

附則

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附則

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。

新 対

(補償基礎額)

第5条 (略)

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
 - (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
 - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,900円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

 $(1) \sim (6) \qquad (略)$

4 (略)

附則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 (略)

(補償基礎額)

第5条 (略)

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
 - (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
 - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)~(6) (略)

4 (略)

附則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 (略)

$2\sim 4$ (略)

- 5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
 - (1) (略)
 - (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第 4 条 (略)

$2\sim 6$ (略)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。)が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるもの

$2\sim 4$ (略)

- 5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
 - (1) (略)
 - (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第 4 条 (略)

 $2\sim6$ (略)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。)が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」と

いう。)に達する月)の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるもの

である場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

- (1) (略)
- (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

別表 補償基礎額表 (第5条関係)

ner va	勤務年数			
階級	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	
田巨及水町田巨	円	円	円	
団長及び副団長	<u>12, 440</u>	<u>13, 320</u>	14, 200	
分団長及び副分団長	10,670	11, 550	12,440	
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670	

備考

1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

である場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

- (1) (略)
- (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の 支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の 額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端 数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で 除して得た額
- 8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

別表 補償基礎額表 (第5条関係)

7H: VT	勤務年数			
階級	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	
田巨及が司田巨	円	円	円	
団長及び副団長	<u>12, 400</u>	<u>13, 300</u>	14, 200	
分団長及び副分団長	<u>10, 600</u>	<u>11,500</u>	12, 400	
部長、班長及び団員	8,800	9,700	10,600	

備考

- 1 <u>死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日</u>に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 (略)



設計額	落札額		執 行 場 所	摘要
57,794,000円 (内消費税) 5,254,000円	(契約金額) 54,120,000円 (内消費税) 4,920,000円		箱根町役場	(工期) 令和2年11月30日
	入	札 訂	司 書	
	合保健福祉セン 合保健福祉セン			□事
	令和2年5月21	日(木)午	-前8時56分 開札	,
第1回	入札高	摘要	氏	名
	49,200,000	落札	(有)丸要建設	
	49,500,000		㈱上野工務店	
	49,560,000		箱根建設㈱	
	49,800,000		(有)石井工務店	
	入札書不着		㈱コボリ建設	
			以下余白	

総合保健福祉センター整備事業

総合保健福祉センター外壁タイル改修工事【概要】

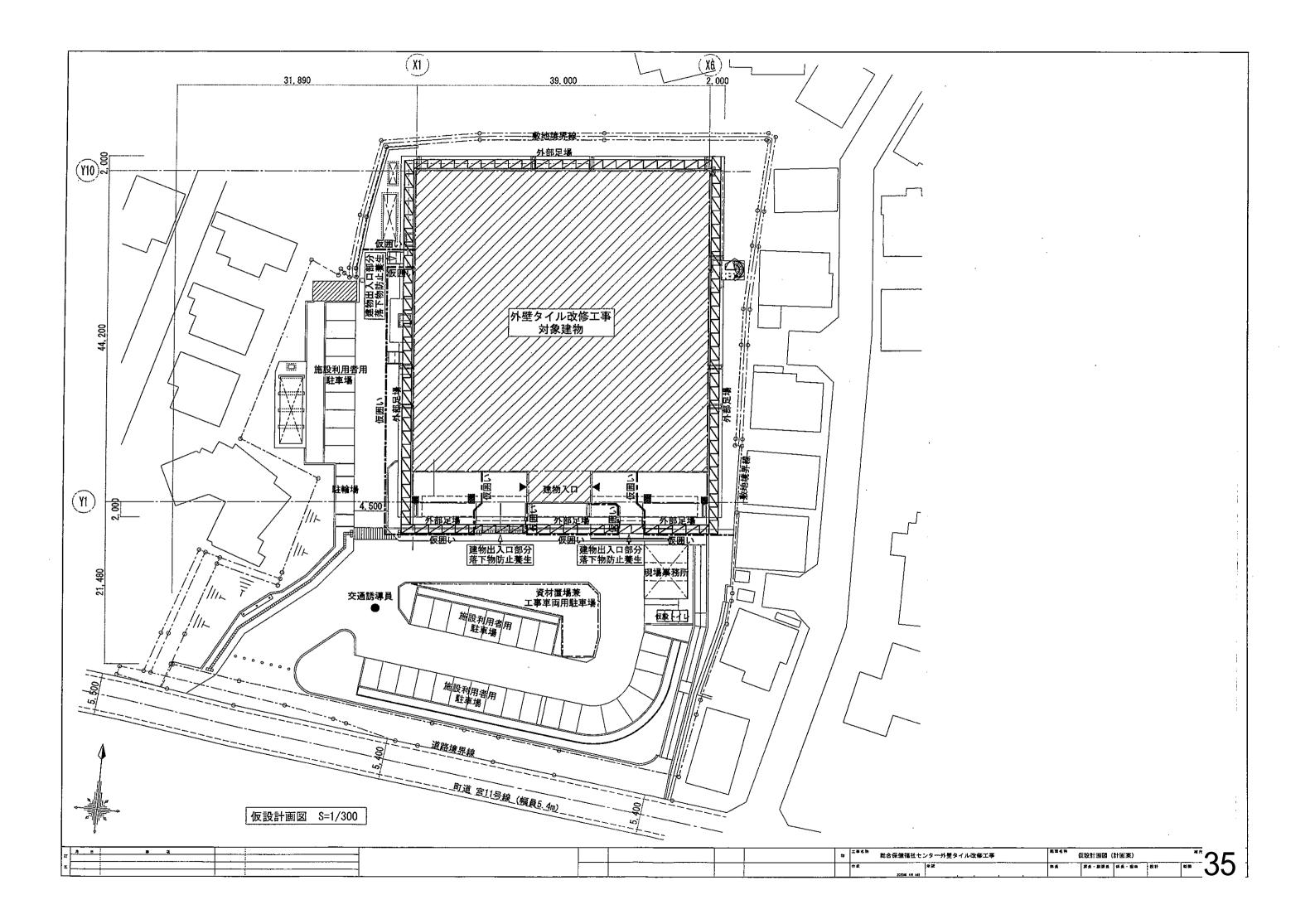
1 工事内容

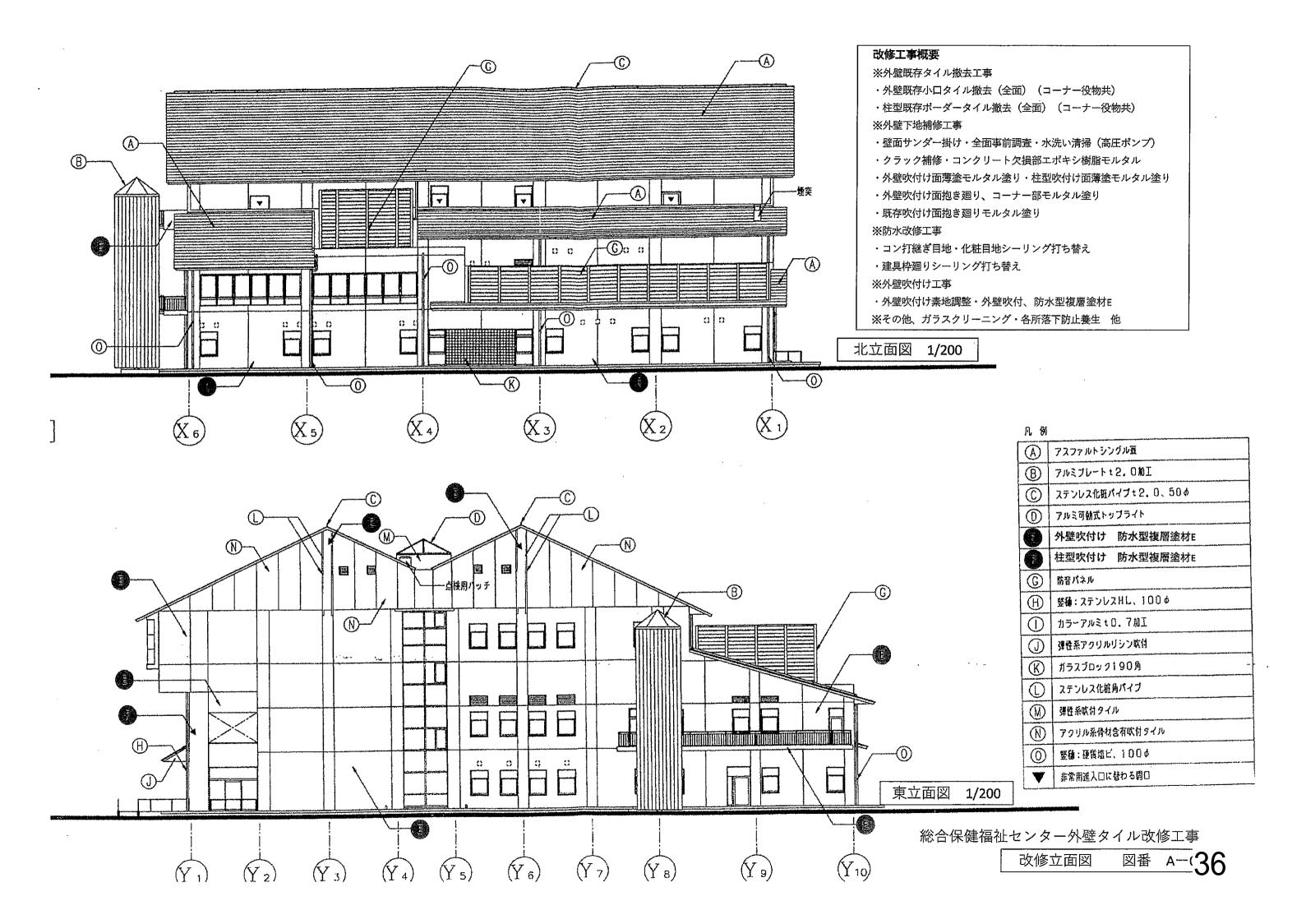
既存外壁タイルを全面撤去し、防水形複層塗材の吹き付けを行う。

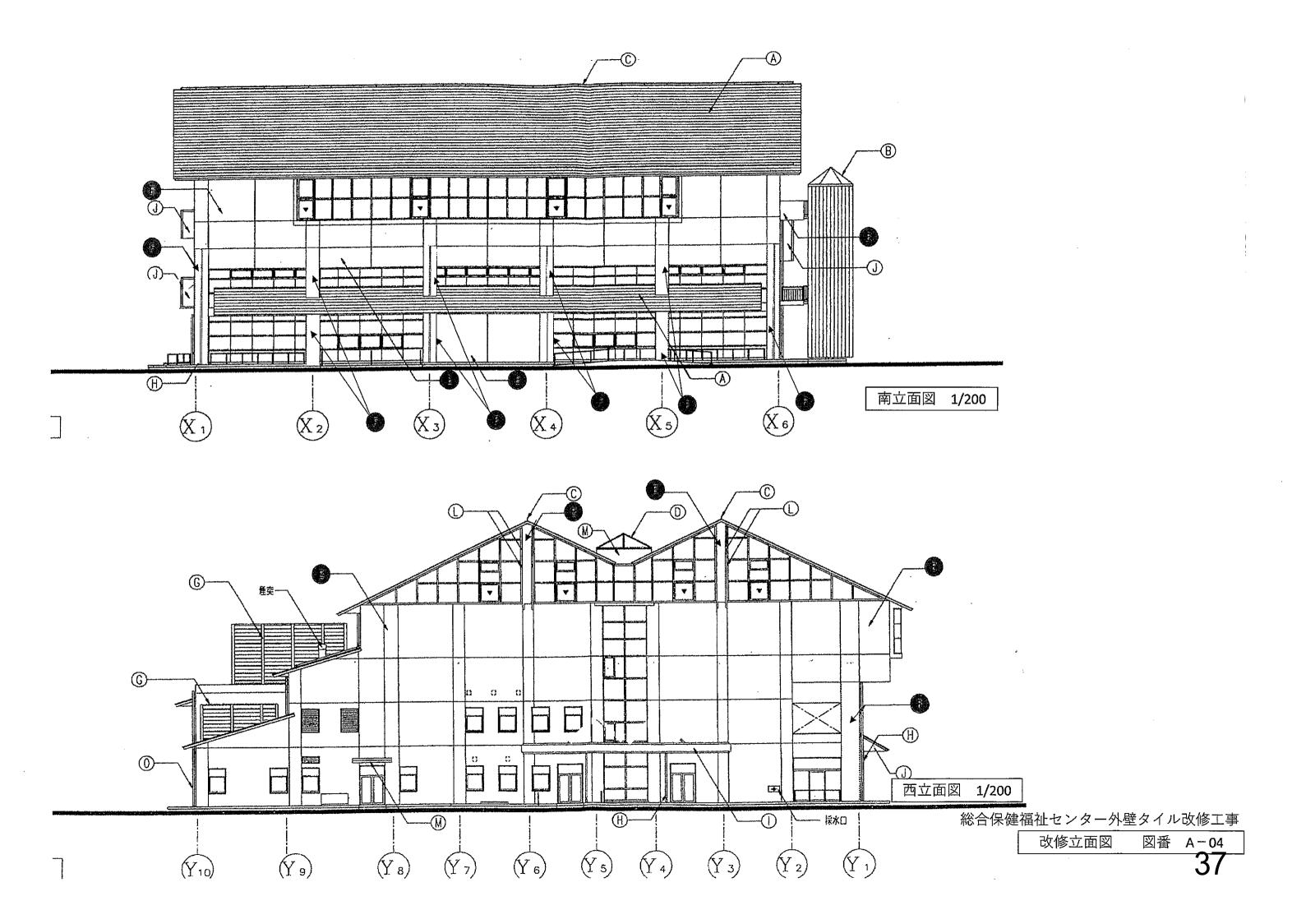
区分	施工面積	
外壁既存タイル撤去工事		
外壁下地補修工事	1749.5 m²	
防水改修工事	1749.5 III	
外壁吹付け工事		
その他、ガラスクリーニング、各所落下防止養生など		

2 工事期間

議決日~令和2年11月30日







設 計 額	落札額	1	執 行 場 所	摘要					
325,215,000円 (内消費税) 29,565,000円	不調		箱根町役場	(工期) 令和3年3月15日					
	入 札 調 書								
公民	R館整備事業 仙	石原公	く 民館ホールで	改修工事					
令和2年5月15日(金)午後1時21分 開札									
第1回入札高	第2回入札高	摘要	氏	名					

第1回入札高	第2回入札高	摘要	氏	名
320,000,000	304,000,000		箱根建設•共栄建設	;共同企業体
322,000,000	310,000,000		勝俣組・セントラルキ	· 上同企業体
辞退	_		勝俣工務店・三和建	設共同企業体
			以下余白	

設 計 額	落札額	,	執 行 場 所	摘要					
325,215,000円 (内消費税) 29,565,000円	(内消費税)		箱根町役場	(工期) 令和3年3月15日					
	見 積 合 せ 調 書								
公民	公民館整備事業 仙石原公民館ホール改修工事								
	令和2年5月15	日(金)午	-後2時30分 開	‡ L					
第1回	見積高	摘要	氏	名					
	295,300,000	落札	箱根建設·共栄	建設共同企業体					
			以下余白						

公民館整備事業 仙石原公民館ホール改修工事

ホール面積:525 m³) 対象施設・・・仙石原公民館ホール (昭和57年7月竣工

工事内容・・・大きく分けて、次の4つの工事を行うもの。

舞台昇降装置改修工事 <u>.</u> 空調設備改修工事 照明設備改修工事 В. A. 吊天井耐震化工事

 $\widehat{\Box}$ ・・・契約の日から令和3年3月15日まで(休館:7月16日~令和3年3月31 浑 Н

A. 【吊天井耐震化工事】

ホールは災害時の避難所となるが、吊天井が耐震化されていないため「天井と建物を一体化」する工法により耐震化するもの。

B. 【照明設備改修工事】

ホール客席照明設備は、上記天井改修に伴い一旦全て撤去し、新たにLEDの照明器具を設置する。また、非常用照明は器具内蔵 の蓄電池が劣化しているため全数取替を行う。 舞台照明設備工事では、使用時間が多いライトはLED照明とし、使用時間が比較的少ないスポットライトなどは、従来と同様の

くロゲンランプとする。

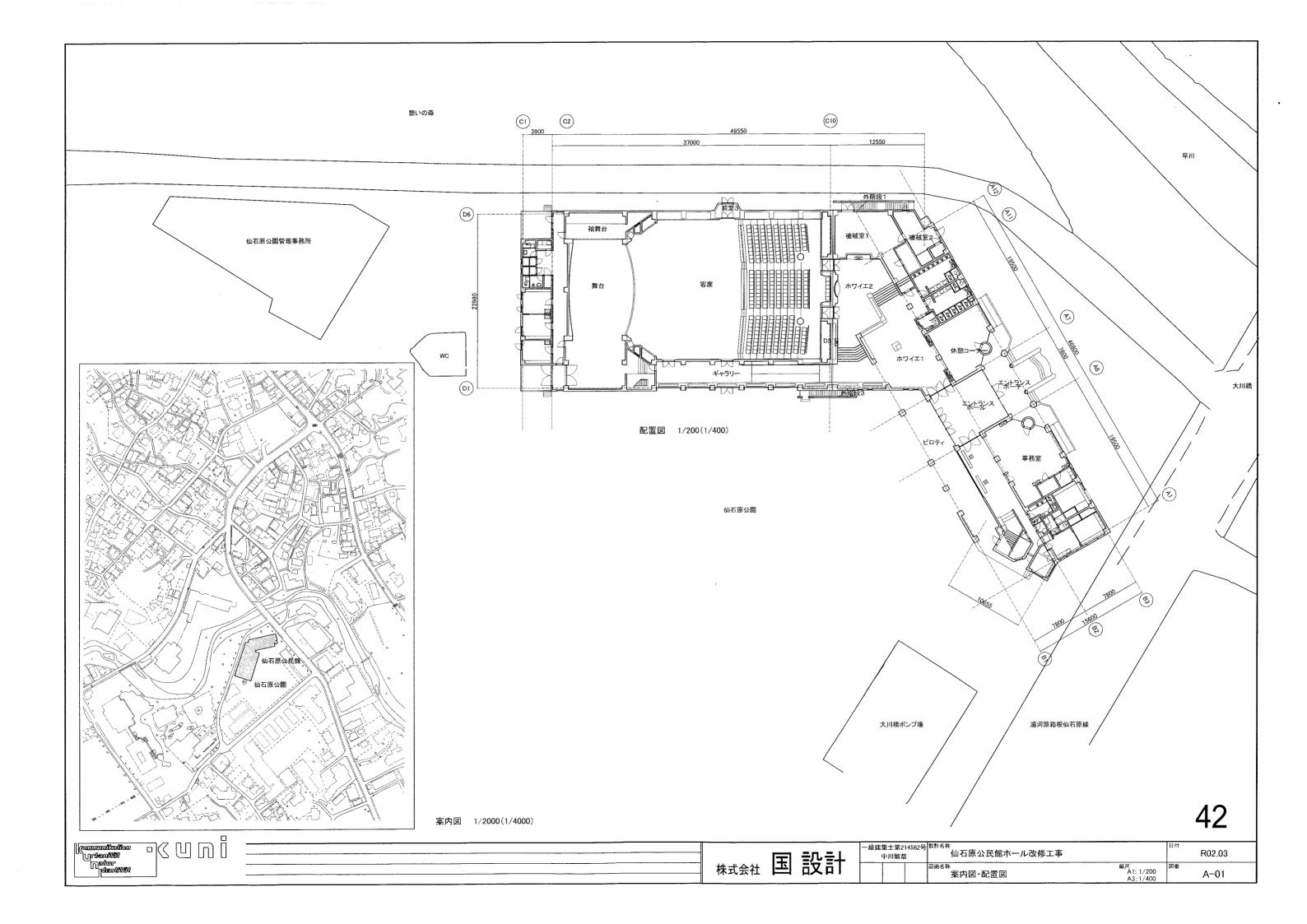
C. 【空調設備改修工事】

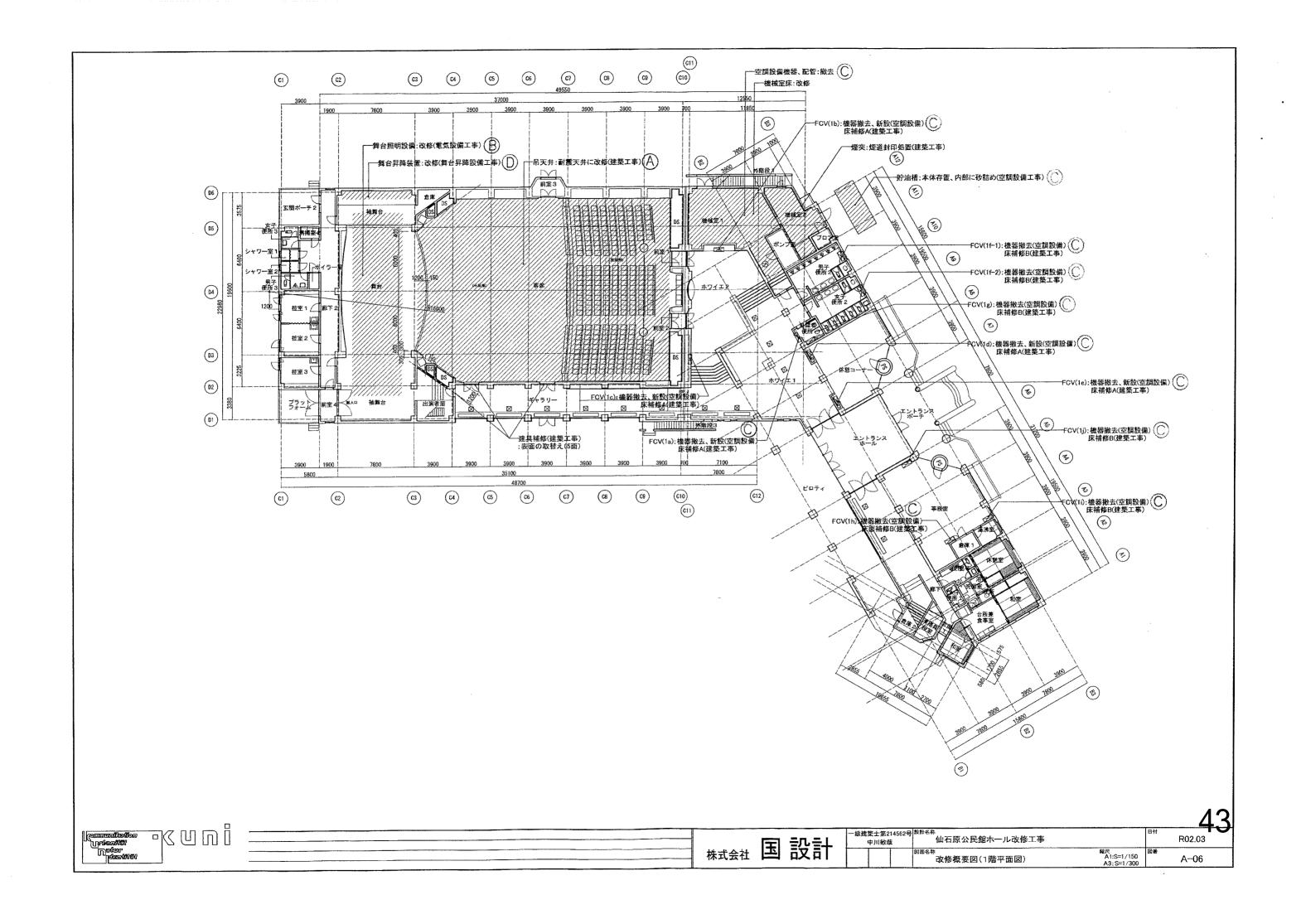
現状、暖房は灯油を燃料とするボイラーで温水を、冷房は冷凍機で冷水を造り循環ポンプによりホール〜供給しているが、冷暖 房とも、化石燃料を使用しない電気による熱源機器を新たに設け、行うもの。

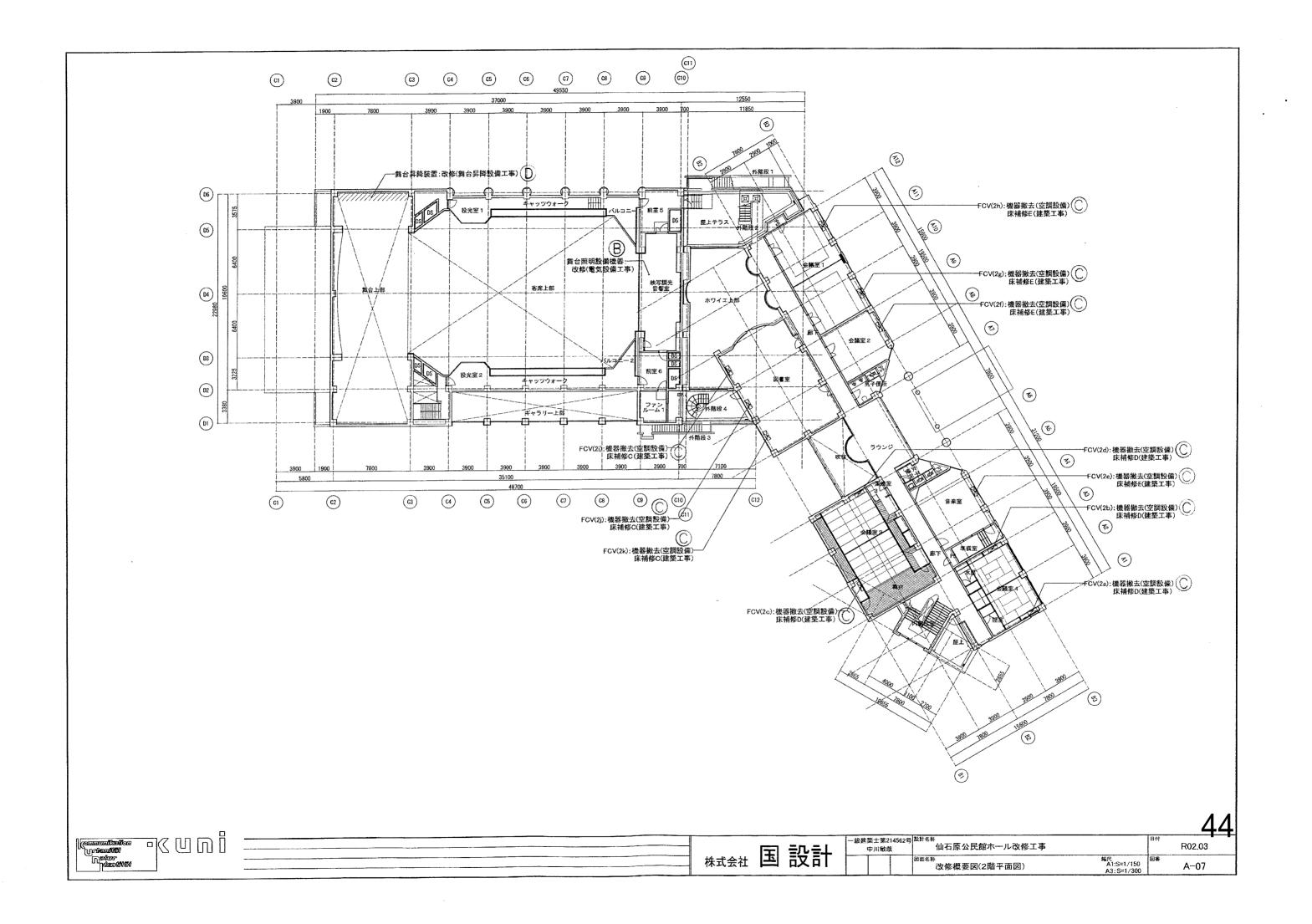
D. 【舞台昇降装置改修工事】

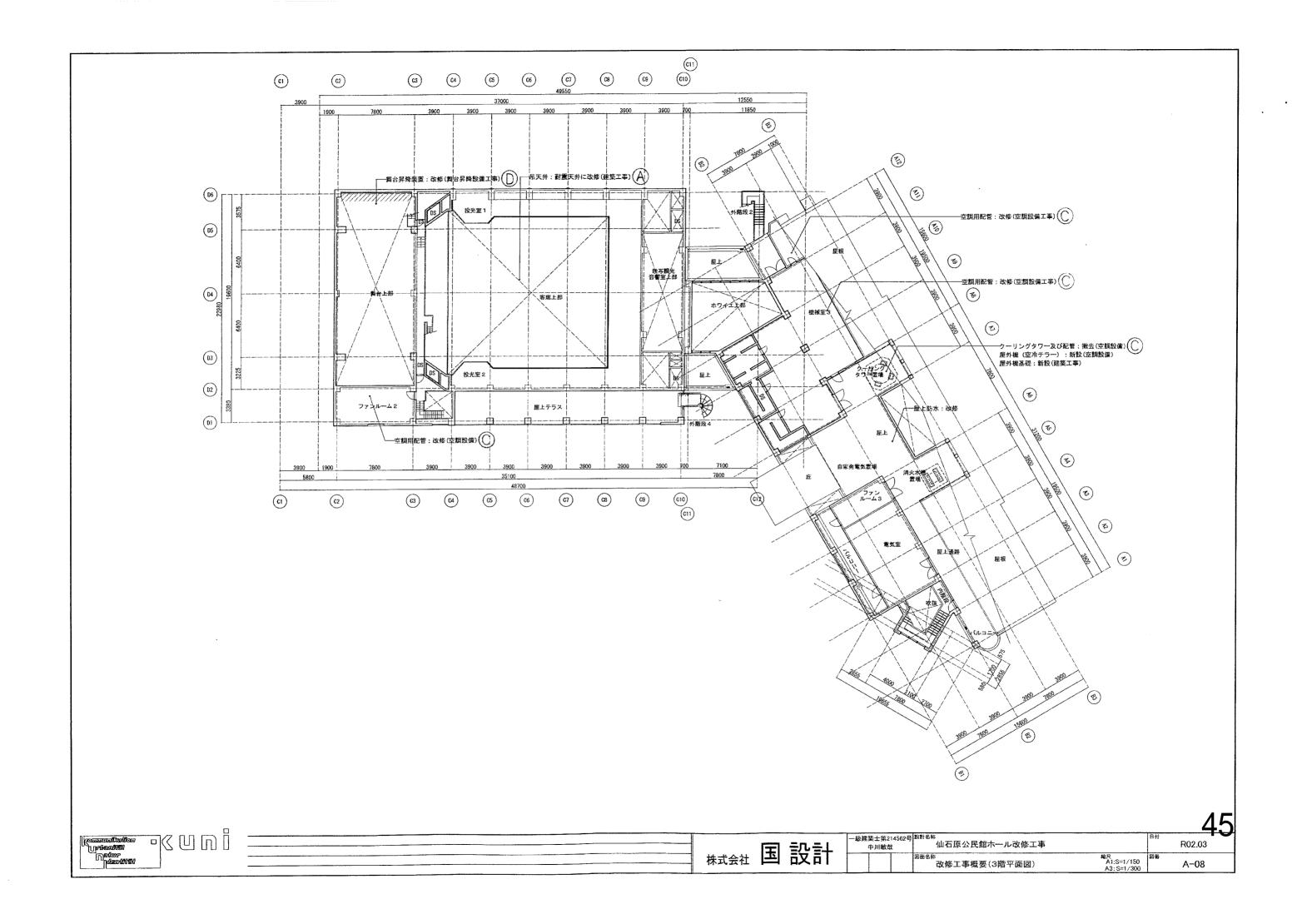
舞台昇降装置も上記設備同様、開館以来の設備であり、老朽化のため更新が必要であるため、基本的には既存設備の更新を行

う。なお、新たに緞帳に落下防止装置等を設置し、安全面にも配慮していくものです。









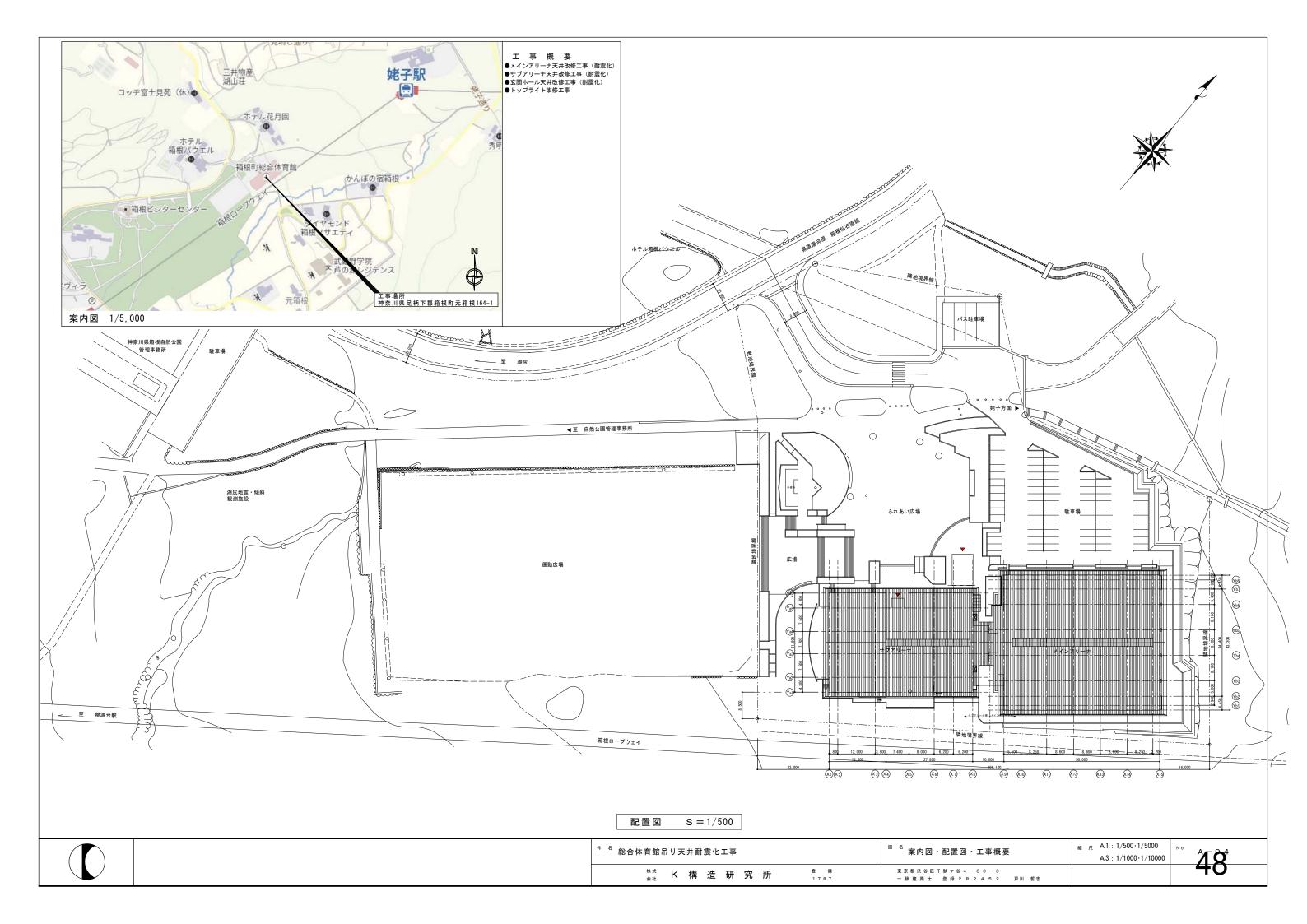
				т					
設 計 額	落 札 額	,	執行場所	摘要					
264,990,000円 (内消費税) 24,090,000円	不調		箱根町役場	(工期) 令和3年3月15日					
	入 札 調 書								
総合体	育館整備事業	総合体	育館吊り天井	耐震化工事					
	令和2年5月15	日(金)午	-後1時04分 開札						
第1回入札高	第2回入札高	摘要	氏	名					
255,000,000	242,000,000		箱根建設•丸要建	 建設共同企業体					
255,900,000	250,000,000		勝俣組・セントラル	 レ共同企業体					

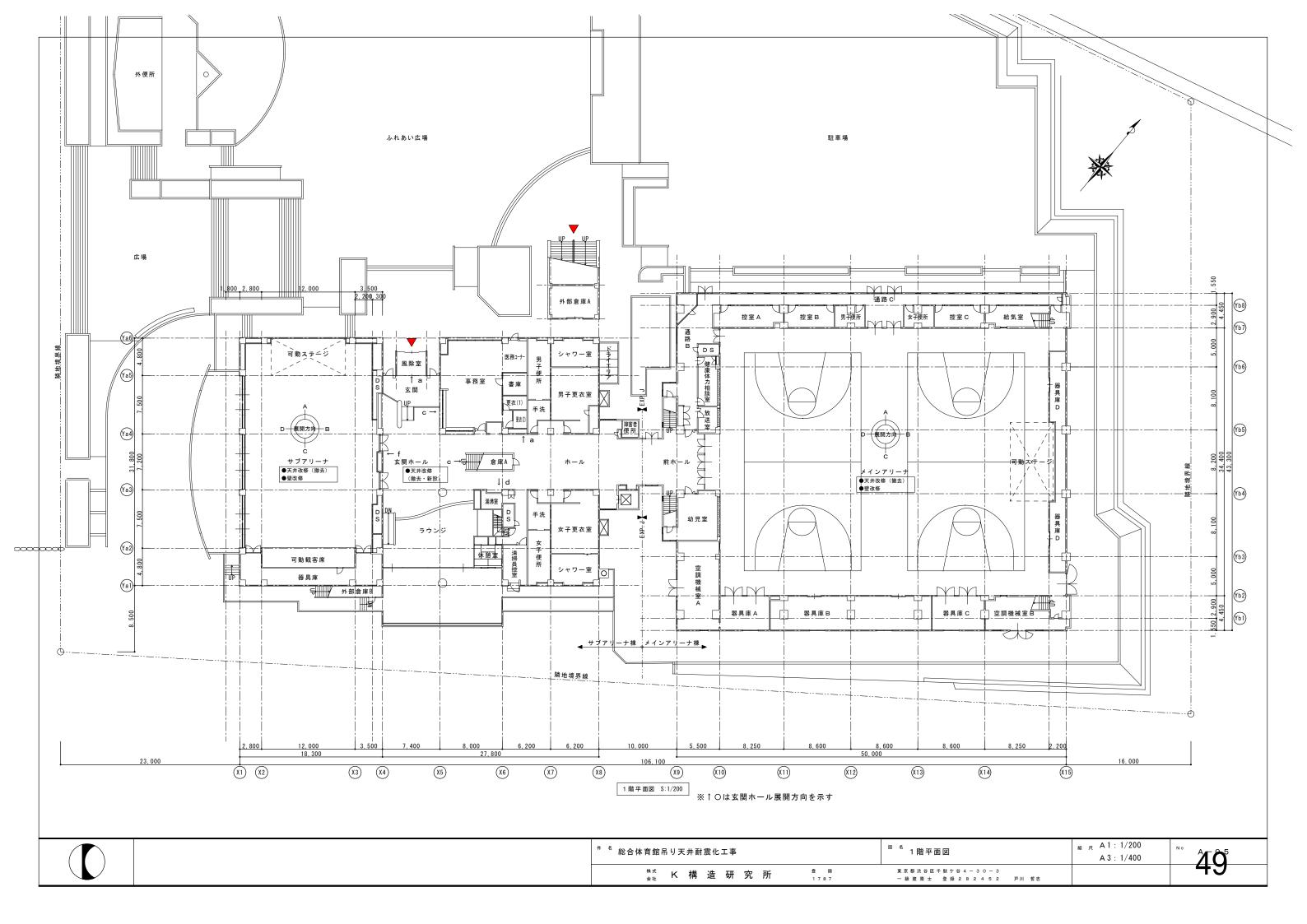
辞退

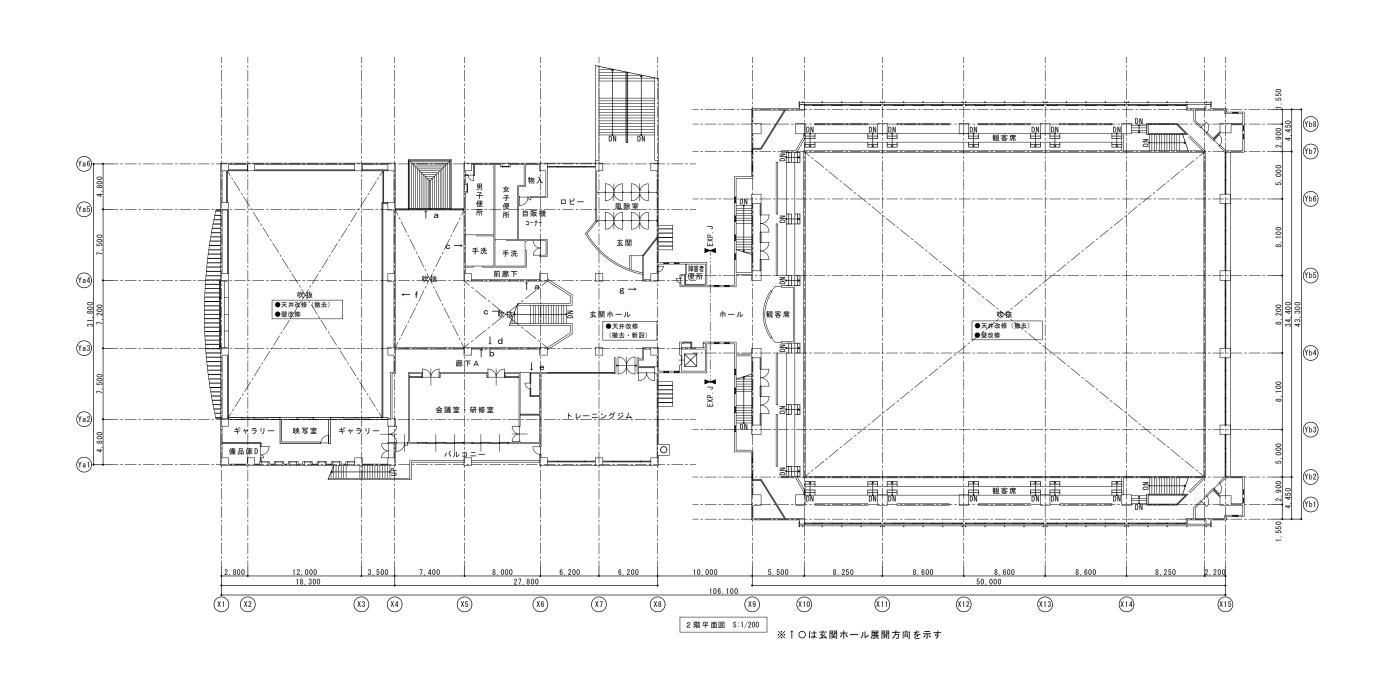
勝俣工務店•三和建設共同企業体

以下余白

設計額	落札額		執	行与	易所	摘要				
264,990,000円 (内消費税) 24,090,000円	(契約金額) 264,000,000 (内消費税) 24,000,000		箱	根町1	殳場	(工期) 令和3年3月15日				
総合体	育館整備事業	総合体	本育	館吊	り天井	耐震化工事				
	令和2年5月15	日(金)	午後	2時20	分 開札					
第1回	見積高	摘要			氏	名				
	240,000,000	落札	箱	根建訂	殳•丸要建					
				以下	余白					







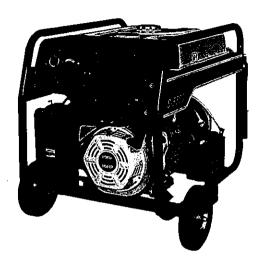


^{件 名} 総合体育館吊り天井耐震化工事	図 名 2	階平面図	縮 尺 A 1: 1/200 A 3: 1/400	N° E 6°
*** K 構 造 研 究 所		3 渋谷区千駄ケ谷 4 - 3 0 - 3 建築 士 登録 2 8 2 4 5 2 戸川 哲志		30

設 計 額	落札額		執 行 場 所	摘要			
10,912,000円 (内消費税) 992,000円	(契約金額) 10,876,800円 (内消費税) 988,800円		箱根町役場	(納期) 令和2年8月31日			
入 札 調 書							
	地震等災害	対策事	業 発電機購入	•			
	令和2年4月30日	(木)午	·前 9時30分 「	荆札			
第1回	入札高	摘要	氏	名			
	9,888,000	落札	(株)ヒラボウ箱根	営業所			
	10,000,000		相日防災(株)小田	原支店			
	10,048,000		平山防災設備(株)	箱根営業所			
	10,048,000		(株)渡辺武商店湘	開南支店			
	10,080,000		(株)足柄防災箱根	堂業所			
	辞退		(株)河本総合防災	厚木支店			
			以下余白				

LPガス&ガソリン ハイブリッド式 非常用小型発電機

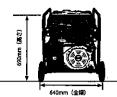






ハイブリッド式 非常用小型発電機 単相 100V / 200V 出力 S-5500

■ ハイブリッド式 非常用小型発電機「S-5500」主要諸元







機種	S-5500				
使用燃料	価圧 LP ガス / レ	ギュラーガソリン			
定格局波数 (Hz)	50	60			
定格出力(kVA)	5.0	\$.5			
定格電圧(V)	100	/200			
ガソリンタンク容量 (L)		18			
エンジンオイル容量 (L)	1	.1			
ガソリン消費量 (L/h) *1	[0,4] 1.8	[0.5] 2.0			
LP ガス消費量 (kg/h) ^1	[0.8] 1.6	[0.9] 1.7			
連続運転時間(h)*2	11.0	10.0			
她助方 缸	ワンプッシュスタ-	ターキリコイル式			
コンセント .	100V×4 個 単析	100/200V×1個			
端子	DC12V-8	3A×1個			
基金レベル(dB(A)/7m)	76	78			
全長×全幅×全高 (mm)	760×6	40×690			
乾燥重量 (kg)		16			

- 付属品
- · 在力輝發發
- メンテナンス工具 ・パッテリー





・ガスホース (3m)

- ・1 カッコ内 | 1はアイドリング間、カッコ外は約70% (B.5kw,1.5kw) 負荷等の消費量で
 12 連続運転時間は、ガソリンを減タン状態から定核負荷で運転可能な時間です。
 26 征圧レガス: 一般享延のガス機器と同じガス圧力に20~3.3kv2。
 26 ドガス記号の機材において、ヒューズガス対は使用できません。
 36 ドガスの供給・機能につきましては、お近くの10 ガス等属者様にご相談ください。 ご注意ください ヒューズガス性は、 最大使用流量が「ISkW(I.1kg/h)」の為、 発電機に使用できません。 ※授業機のLP ガス最大消費量「3kg/h」

■比似は子名なく実更する場合があります。■化性変更などにより、写真や中容が一部本体と異なる場合があります。■常投版明書をよくお読みのうえで 使用ください、■接続する電気機能の政治等を確認してご思用ください。■発電機は体気の思い場所では使用しないでください。■無規機熱への使用に関 しましては、エンジンノイズの影響の風い距離及び他の電気製造との干渉が無いことを確認の上ご使用ください。■医療機能への使用に関しましては、 医療機能メーカー・医師・病院などに事制に確認のうえで使用ください。

株式会社山岸産業

本 社/〒028-1101 岩手県上間伊那大場町古里百里 30-60-1 TEL: 0193-43-1055 FAX: 0193-43-1077 東京支記/〒110-0005 東京都台東区上野 7-11-10 上野第9裏ピル B1 〒EL: 03-6826-5546 FAX: 03-6826-5647 HP:http://www.yamagish-plate.co.jp

〇 発電機配備状況

発電機種類	購入年度	湯本防災資機材倉庫	大平台防災資機材倉庫	宮ノ下防災資機材倉庫	宮城野防災資機材倉庫	強羅防災資機材倉庫	仙石原防災資機材倉庫	箱根防災資機材倉庫	箱根防災備蓄倉庫	元箱根防災備蓄倉庫	合計
現有発電機配備数	平成7年度	4	2	2	2	2	2	2	1	2	19

	令和元年度		1				1	1			3
ハイブリッド発電機 更新数	令和2年度	4	1	2	2	2	1	1	1	2	16
	슴計	4	2	2	2	2	2	2	1	2	19

設計額	落札額	執 行 場 所	摘要				
23,991,000円 (内消費税) 2,181,000円	(契約金額) 20,570,000円 (内消費税) 1,870,000円	箱根町役場	(納期) 令和3年2月28日				

救急業務高度化推進事業 高規格救急自動車(車両本体・ぎ装)購入

令和2年5月26日(火)午前 9時26分 開札

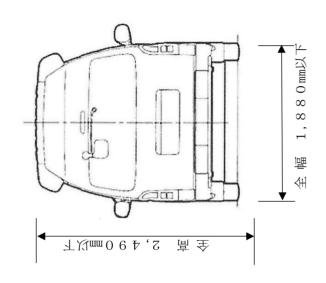
第1回入札高	摘要	氏 名	
18,700,000	落札	神奈川日産自動車㈱法人営業部	
19,500,000		神奈川トヨタ自動車㈱法人営業部	
21,000,000		トヨタエルアンドエフ神奈川(株)	
辞退		㈱赤尾東京本社	
入札書不着		日産プリンス神奈川販売㈱フリート営業	業部
入札書不着		㈱日産サティオ湘南西湘小田原店	
		以下余白	

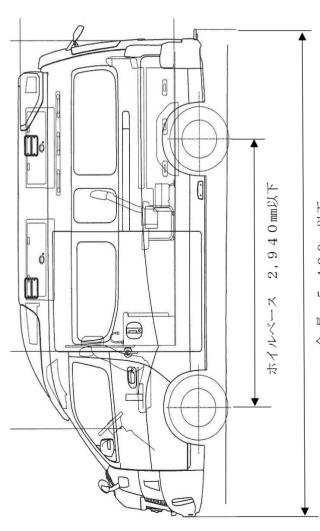
高規格救急自動車主要諸元表

(救急箱根3)

社	名	日産自動車株式会社	
車 両 型 式		パラメディック CBF-CS8E26W	
駆	動方式	4輪駆動(4WD)	
変	速機	オートマチックトランスミッション(5AT)	
ブ	レーキ	油圧式 前:ディスクブレーキ 後:ドラムブレーキ	
	全 長	5,400㎜以下	
	全幅	1,880㎜以下	
重量寸法等	全 高	2,490mm以下	
	ホイルベース	2,940mm以下	
	車両総重量	3,210kg以下	
	型式	QR25DE	
	シリンダー配置	水冷直列4気筒DOHC	
エンジン	総排気量	2, 488 с с	
	最高出力	108kw (147ps) /5,600rpm	
	最大トルク	213N·m (21.7kg f·m) /4,400rpm	
使 用 燃 料		レギュラーガソリン	
燃料タンク容量		6 5 L	
定員		7名	

(救急箱根3) 高規格教急自動車4面図





資料10

設 計 額	落札額	執 行 場 所	摘要
14,740,000円	(契約金額) 13,442,000円	箱根町役場	(納期) 令和3年2月28日
(内消費税) 1,340,000円	(内消費税) 1,222,000円	相似四次物	

入札調書

救急業務高度化推進事業 高規格救急自動車(医薬品・医療器具)購入

令和2年5月26日(火)午前 9時34分 開札			
第1回入札高	摘要	氏	名
12,220,000	落札 (抽選)	日本船舶薬品㈱横浜支店	
12,220,000		㈱ワコ一商事	
辞退		アルフレッサ㈱小田原支店	
辞退		㈱いわしや西方医科器械	
入札書不着		協和医科器械㈱厚木営業所	
入札書不着		ソルブ(株)	
入札書不着		㈱スズケン小田原支店	
		以下余白	

医薬品•医療器具一覧表

品 名 対急搭載用モニター ニニター用心電図誘導コード ニニター用血中酸素飽和度測定器	数量 1式 1式	規 格 等 BSM-3562	使用用途 恵者を監視する装置(血圧、血中酸素飽和度、脈拍、心電図計など)
ニニター用心電図誘導コード		DSM - 9907	
		DI 000D 1/001/10系送测点用)	
-一/ 用皿丁阪米地和及側止荷		BJ-900P・K901(12誘導測定用) フィンガープローブ(TL-201T・P225H)	救急搭載用モニターの心電図測定用コード 救急搭載用モニター用で指先・耳たぶ等に付けて血液中の酸素飽
テニター用血中酸素飽和度測定器	1式	,	和度を測定する用品 教急搭載用モニター用で指先・耳たぶ等に付けて血液中の酸素物
	1式	マルチプローブ (TL-220T-P225G)	和度を測定する用品 教急搭載用モニター用で指先・耳たぶ等に付けて血液中の酸素飽
ニター用血中酸素飽和度測定器(乳児用)	1式	TL-274T3 • P203H	和度を測定する用品
ニニター血圧測定用カフ(幼児用)	2式	VP-710T·S951A	教急搭載用の血圧測定用部品
ニニター血圧測定用カフ(小児用)	2式	VP-711T•S952B	救急搭載用の血圧測定用部品
			救急搭載用の血圧測定用部品
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			救急搭載用の血圧測定用部品
. , , , .			上記モニター用の非常電源 胸部に電極パットを貼って心臓へ高圧電流を流す
	1式		開命に電優バットを貼って心臓へ同注電流を流り (電気ショック)装置 半自動式除細動器の観察値を記録するための電
Dメモリーカード	1式	QM-002D	子媒体
己録器	1式	WS-261V	半自動式除細動器の測定値を記録するための装置
余細動レポート表示用ソフトウェア	1式	QP-551V	SDカードから出力 (印刷) するためのソフト ウェア
ジッテリー	2式	リチウムイオンバッテリSB-220V・X233	除細動用のバッテリー
エネルギーチェッカ	1式	AX-103V	除細動器のエネルギー値を正確に想定する装置
ヾッテリチャージ(電源コードを含む)	1本	SB-205V(電源コードWL945)	半自動式除細動器のバッテリーを充電するため の装置
CO2センサキット	1式	TG-900P•P903	気道確保資機材使用時における呼気CO2も測定が 可能な資器材
文急搬送用人工呼吸器	1式	アンサー・Rセット	救急搬送用人工呼吸器
ディスポ呼吸回路セット(1箱3セット)	1式	KOM2941-3F	救急搬送用人工呼吸器用資機材
テストバック(750cc)	1式	KOM2117KA	救急搬送用人工呼吸器用資機材
自動心肺蘇生器	1式	ブライムパッケージClover3000(ボンベについては登録申請を含む)	傷病者を搬送中や揺れる走行中の救急車内で効果的な心 肺蘇生が出来る装置
乎吸弁	1式	KOM3322(4個入り)	自動心肺蘇生器の付属品
手動式蘇生器(コンビバック)	1式	WCOM-3	手動式人工呼吸器
条生マスク(成人・小児・新生児)各1	1式	WM-5074•WM-5082•WM-5086	手動式人工呼吸器
等 带用電動吸引器	1式	アキュバック・プロR(リューザブルボトルセット付)、WACC-PR	口腔内の異物を吸引
コンバージョンキット	1式	WM17829	吸引器用付属資機材
フィンガーチップ (5個入り)	1式	WM10666	吸引器用付属資機材
フィルター(10個)	1式	WM17830	吸引器用付属資機材
アキュバッグ用 Oリング	1式	WM11663	
差掛式吸引器 WS-1400(救急車仕樣)	1式		救急車內用吸引器
アンカーサクションチューブ	5式	BE-3330-010	吸引器に取付け、吸引する資機材
アンブー人工蘇生器 マークIVベビーセット	1式	マスク・リザーバー付 BE-4009-074	BVM (バックバルブマスク)
は急車定置型酸素吸入装置 オキシパックNSY型	1式	BE-4000-018(P型川重チャック+ワンタッチチャック2個付き)	車両取付型酸素吸入装置
SP減圧器(携帯酸素用)	1式	WL-2550	酸素ボンベ (バルブ対応) 減圧計
フェルチ・アレン アネロイド血圧計	1式	ウォール型 大人用 AE-1009-261	血圧計
テルフュージョン輸液ポンプ	1式	TE-281N	救急救命士が静脈路確保後に薬剤等を投与する 資機材
フェルチ・アレン アネロイド血圧計	1式	DS58 3ッ組ハンド型1チューブ AE-4009-003	血圧計
フレックスポートリューザブルカフ	1式	新生児用 AE-3009-051(1チューブ)	血圧計用測定部品
	#細動レポート表示用ソフトウェア ボッテリー ネルギーチェッカ ボッテリチャージ(電源コードを含む) O2センサキット (急搬送用人工呼吸器 バスポ呼吸回路セット(1箱3セット) ストバック(750cc) 動心肺蘇生器 吸弁 動式蘇生器(コンビバック) 生マスク(成人・小児・新生児)各1 特帯電動吸引器 ンバージョンキット インガーチップ(5個入り) イルター(10個) デキュバッグ用 Oリング 掛式吸引器 WS-1400(救急車仕様) アンカーサクションチューブ ンブー人工蘇生器 マークIVベビーセット 急車定置型酸素吸入装置 オキシバックNSY型 SP減圧器(携帯酸素用) エルチ・アレン アネロイド血圧計 ルフュージョン輸液ポンプ エルチ・アレン アネロイド血圧計	ニター血圧測定用カフ(大腿用) 2式 ニター用バッテリーパック 1式 コ コ コ コ コ コ コ コ コ	エター血圧測定用カフ(大腿用) 2式

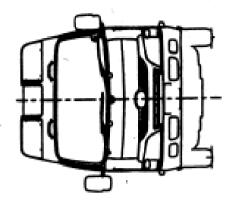
	品 名	数量	規格等	使用用途
40	フレックスポートリューザブルカフ	1式	乳児用 AE-3009-052(2チューブ)	血圧計用測定部品
41	フレックスポートリューザブルカフ	1式	大腿部用 AE-3009-058(3チューブ)	血圧計用測定部品
42	ウェルチ・アレン LED 喉頭鏡セットB	1式	BE-4009-017(プレード0・1・2・3)	喉頭鏡
43	ウェルチ・アレンLED喉頭鏡(ウェルチプレード)	1式	BE-1009-163(マッキントッシュ型サイズ4)	喉頭鏡用部品
44	エアウェイスコープ	1式	AWS-S200	ビデオ喉頭鏡(気管挿管時に使用)
45	パルスオキシメータ	1式	オニックス Vantage9590 AE-1019-022	軽量で現場まで持ち運び可能、血中酸素飽和度及び脈拍 数を測定
46	聴診器 リットマン ステソスコープ	1式	マスタークラシック II AE-1333-055 ブラック 後続品可	聴診器 (片面で低・高周波が連続聴診が可能)
47	ヒュービディック 非接触型赤外線体温計	1式	スマートサーモ FS-700W AE-1013-032	体温計
48	電子体温計 C206	1式	AE-1013-005	体温計(感染予防を考慮、丸洗い可能)
49	ハロゲンペンライト	1式	WPL-4	瞳孔を観察する時の小型ライト
50	耳式体温計	1式	ベビードシーミミッピヒカリ EM-30CPLB 同等品可	体温計(鼓膜に触れないで測定)
51	駆血帯 井ノ内式	3式	FA-1091-001 ブラック	留置針を刺す時にうっ血させるための資器材
52	プレーメータ止血帯	1式	WTQ-2	止血のために使用する資機材
53	プレーメータ駆血帯	1式	WTQ-5	留置針を刺す時にうっ血させるための資器材
54	アンブ パーフィットエース	2式	AM-1509-041	頸椎固定資機材
55	アンブ ミニパーフィットエース	2式	AM-1509-042	頸椎固定資機材
56	ハイテクバックボード2010セット	1式	FW-4901-153(モデル2010・モデル445・モデル436-IP)	全脊柱固定資機材 (バックボード)
57	モデル677 ペディスリーブ 小児用	1式	FW-1901-113	(小児用) 全脊柱固定資機材
58	スクープストレッチャーセット	1式	FW-4901-154(モデル65EXLビン付きタイプ・モデル445-S)	傷病者搬送用資機材
59	スノースプリントⅡ	2式	FA-3093-011 /J\	創傷等保護資機材 (副子)
60	スノースプリントⅡ	2式	FA-3093-012 中	創傷等保護資機材 (副子)
61	スノースプリントⅡ	2式	FA-3093-013 大	創傷等保護資機材(副子)
62	スノースプリントⅡ	2式	FA-3093-014 特大	創傷等保護資機材(副子)
63	ターポリン担架	1式	TT-1044-006	折り畳み式の布製担架
64	レスキューコアマット	2式	TT-1035-003	ストレッチャー上に置き使用、傷病者を保温等をおこな う保温斯熱マット
65	雨おおい フレーム付	1式	TT-1026-002	傷病者を搬送する時に雨に濡らさないためのカ バー
66	オキシバッグ (携帯酸素用)	1式	WOB-1(オプション込)	携帯用酸素ボンベ (20)
67	ジャンプキッドバッグS	1式	WJK-S	救急バッグ
68	ジャンプキッドバッグ	1式	WJK-1C	救命バッグ
69	ジャンプキッドバッグ用ポーチ 小	2式	WJKP-SG	救命バッグ (補助ポーチ)
70	NYS 多目的イモビライザーバッグ	1式	ES-1048-068	イモビライザー用収納バッグ
71	救急分娩セット	1式	FA-3024-171	救急車内外での緊急分娩に必要なセット
72	スタイレット	2式	BE-1010-62	気管挿管するための補助器具
73	リングカッター	2式	リングカッターKIND(OS- I 型)FA4017-001	指輪を削り切断
74	リングカッター 替刃	2式	FA-2274-001	リングカッター用部品
75	万能ハサミ	1式	FA-1010-002	アルミニウム・プラッシック・ワイヤー・帆布類・ゴム製品等の 切断に使用
76	吸引器用ACアダプター	1式	WM-2620-0001	電源装置
77	アダプター(クローバー用)	1式	BE-2007-091 川重P型雌+ジュンロン雄	自動心臟蘇生器(電源装置)
78	酸素ボンベ 2.00 (登録申請含む)	6式	BE-1021-123 アルミヨーク式GY-6バルブ	医療用酸素ボンベ
79	クローバー用ボンベOリング	3式	1式(4個入り)	
80	薄型AWSイントロック	1式	M-ITL-TL	ビデオ挿管用喉頭鏡資機材
81	小児用AWSイントロック	1式	M-ITL-PL	ビデオ挿管用喉頭鏡資機材
82	ゲデルエアウェイ	1式	No. 2	経口エアウェイ

設 計 額	落札額		執 行 場 所	摘要	
25,377,000円 (内消費税) 2,307,000円	(契約金額) 24,970,000 円 (内消費税) 2,270,000 円		箱根町役場	(納期) 令和3年3月29日	
	入 札 調 書				
消防車両整備事業 消防ポンプ自動車(第5分団第1部)購入					
令和2年5月26日(火)午前 9時41分 開札					
第1回	入札高	摘要	氏	名	
	22,700,000	落札	(株)モリタ東京支品	5	
	22,980,000		ジーエムいちはらコ	二業(株)東京営業所	
	23,350,000		小川ポンプ工業(株	(東京事務所	
	23,400,000		(株)畠山ポンプ製作	作所	
	23,500,000		(株)野口ポンプ製作	作所	
	23,560,000		長野ポンプ(株)東京	京営業所	
	辞退		米山商事(株)		
			以下余白		

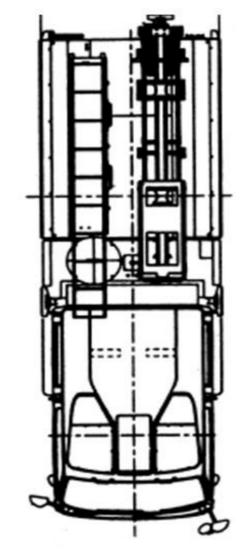
消防ポンプ自動車主要諸元表 (消防団配備、第5分団第1部)

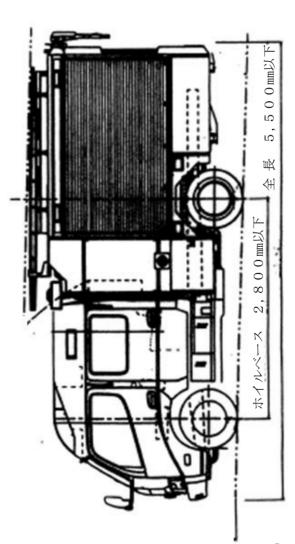
(111/2 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C				
社	名	いすゞ自動車株式会社		
車 両 型 式		エルフ2PG-NMS88AN-FE5W9GY-JD		
駆 動 方 式		4 輪駆動 (4WD)		
変速機		オートマチックトランスミッション(AT)		
ブ	レーキ	油圧式 前:ディスクブレーキ 後:ドラムブレーキ		
	全 長	5,500mm以下		
	全幅	1,900mm以下		
重量寸法等	全高	2,600mm以下		
	ホイルベース	2,800mm以下		
	車両総重量	5,000kg以下		
	型式	4 J Z 1		
	シリンダー配置	直列4気筒インタークーラー付ターボディーゼル		
エンジン	総排気量	2, 999cc		
	最高出力	110kw (150ps) /2,800rpm		
	最大トルク	375N·m (38.2kg f ·m) ∕2,800rpm		
使 用 燃 料		軽油		
燃料タンク容量		6 3 L		
定員		6名		

(第5分団第1部)



消防ポンプ自動車4面図





資料12

路線変更 町道湯 185 号線 変更前



路線変更 町道湯 185 号線 変更後

